

五所川原市地域集会所改修等助成金申請募集

管財課 内線2173

市では、地域住民の自治意識の向上および活動の推進と集会所の長寿命化の一環として、地域住民の集会、研修等の利用を目的とする建物を町内会が自らの出資により改修および解体の工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成対象工事…次の要件を全て満たす地域集会所の工事が対象となります。

- ▷改修に要する費用が20万円以上であること
- ▷市内に本店を有する建設業者等(個人事業者含む)が施工すること
- ▷助成金の交付決定後に着手し、令和3年1月末日までに完了すること

工事の例…屋根の葺き替えや外壁の張り替え/台所やトイレなどの改修/出入口へのスロープ設置によるバリアフリー工事 などが対象となります。

改修は次の要件が追加となります。

- ▷町内会が認可地縁団体であること
- ▷地域集会所が町内会を所有者として不動産登記されていること

解体は次の要件が追加となります。

- ▷地域集会所が市所有の土地に在していること

助成額…100万円を上限とします。

対象は工事に要する経費とし、事務手数料や造成費、

備品購入費等は対象外となります。

ただし、同一年度内に一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を実施する場合は重複して助成しないこととします。

また、本事業による助成後の翌年度から10年間は対象外となります。

申請受付期間…6月1日(月)~30日(火)(閉庁日を除く) 予算を超える申請があった場合は、抽選とします。

*6月30日(火)時点で予算に到達しない場合は、10月30日(金)まで先着順で受付します。ただし、予算に到達した時点で受付終了とします。

*申請書など必要書類を管財課までお持ちください。様式等は管財課、市ホームページから入手できます。

事前相談

「事業の内容を詳しく知りたい」「こんなことは助成対象経費となるのか」「申請書の書き方や添付書類を教えて欲しい」など、助成金を申請する上で相談ごとがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

家庭の不燃系粗大ごみの回収について

環境対策課 内線2364

家庭から出る不燃系粗大ごみを年1回無料で回収しています。指定のごみ袋に入らない大型の「燃やせないごみ」「プラスチック類」「金属・小型電子機器等」のうち市で処理可能なものについて回収しますので、希望される方は申し込みをお願いします。

申込書は町内会を通じて各家庭に回覧されます。回収希望品目を記入し、各町内会で取りまとめの上、5月22日(金)までに、環境対策課まで提出してください(総合支所窓口でも受付可能)。

申込書が回覧されなかった場合や回収希望品目の追加変更がある場合、各町内会の収集日前日までに環境対策課窓口または電話にてご連絡ください。

申込個数…1世帯につき5品目まで **申込締切**…5月22日(金) **収集日**…5月26日(火)~7月3日(金)

*ごみ収集カレンダーのコースごとに収集日は決まっています。

出し方…粗大ごみに出したものと判断できるよう、名札または氏名を書いた紙などを貼り、収集日の朝8時までに出示してください。

収集できる品目 (金属・プラスチック製等のもの)

スチール製テーブル・イス/スノーダンプ/自転車/スキー板・靴/金属製物干し竿/煙突/米びつ/バッテリー/ストーブ/ファンヒーター/ガス台等

*1人で持ち運びができる大きさ・重さの金属・小型電子機器製品(ストーブ・ファンヒーター・ガス台は除く)は、月に1回の紙・金属・小型電子機器等リサイクルの分別(家庭ごみ収集カレンダー内の緑の☆マークの日)で捨てることもできます/ストーブ・ファンヒーター・ガス台は平成29年度から、不燃系粗大ごみ(年1回)のみでの回収になりましたので、ご注意ください。

収集できない品目 (一般廃棄物収集運搬業許可業者または販売店に依頼し、適正に処理してください)

- ▷木製や布製など可燃性の粗大ごみ(木製テーブル/木製椅子/タンス/じゅうたん/布団/たたみ等)
- ▷適正処理が困難なもの(ドラム缶/ホームタンク(室外用)/ばね付きマットレス/消火器等)
- ▷家屋の改築や補修に伴うもの(浴槽/ふる釜/ポイラー/流し台/建築廃材/大量のブロックおよびトタン等)
- ▷家電リサイクル法に定められている品目(エアコン/テレビ/冷蔵庫・冷凍庫/洗濯機・衣類乾燥機)
- ▷パソコンリサイクル法に定められている品目(ノートブックPC/デスクトップPC本体/ディスプレイ等)
- ▷その他(バイクおよび自動車等の部品/農機具/農業用資材/自動車のタイヤ/リヤカー等)

粗大ごみ回収日程

同名の町内にも存在しますので、既に配布している家庭ごみ収集カレンダーのコース名(アルファベット)を参考に回収日を判断してください。また、申し込み用紙が回覧されない方は環境対策課窓口または電話で受付します。

回収コース・回収日		回収対象町内会
A	5/26(火)	千鳥団地、みどり町1丁目~8丁目、中央1丁目の一部(烏森に隣接する箇所を除く)、中央2丁目、中央3丁目の一部(中央5丁目に隣接する箇所を除く)
B	5/29(金)	尻無、十川町、下平井町の一部(4班)、長橋広野(浄化センター周辺)、若葉1丁目~若葉3丁目(若葉第一・第二・若葉市営住宅)、若葉県営住宅、福井、上川山、中川山、下川山、長橋広野(川山隣接地域)、中泊、種井
	6/5(金)	小曲、沼田
C	6/2(火)	上平井町、中平井町、下平井町、平井町、幾世森、末広町、蘇鉄、芭蕉、敷島町(菊地シート・原表具師店・藤田食堂前の3カ所)、西若葉、若葉苑、新宮、新宮町、新宮ニュータウン、雛田、さつき町(五能線と津鉄の線路に挟まれた地域)、旧五所川原小跡地(長橋橋元)
D	6/5(金)	旭町、敷島町(菊地シート・原表具師店・藤田食堂前の3カ所を除く)、幾島町、柏原町、大町、寺町、錦町、元町、成田町、柳町(第一・第二)、雛田、東雲町、さつき町(五能線線路より市内側)
E	5/28(木)	蓮沼、平和町、日の出町、不魚住、湊(千鳥(千鳥団地を除く)・船越)、中央3丁目の一部(中央5丁目に隣接する箇所)、中央4丁目の一部(中央5丁目に隣接する箇所)、中央5丁目、中央6丁目、姥苅菖蒲高架橋付近
F	6/1(月)	松島町1丁目~8丁目、東松島、青葉町、一ツ谷(旧十川より東側)・一ツ谷第24班、一ツ谷団地
	6/29(月)	石岡第7・8班、漆川(浅井、袖掛の一部)、吹畑
G	6/4(木)	一ツ谷(旧十川より西側)、さつき町(津鉄線路より一ツ谷側)、鎌谷町(国道339号沿い~防災センター前を除く)、烏森、唐笠柳字藤巻の一部(烏森隣接地域)、中央1丁目の一部(烏森に隣接する箇所)、中央4丁目の一部(中央5丁目に隣接する箇所を除く)
	6/11(木)	田園町、はるにれ町
H	6/15(月)	鎌谷町(国道339号沿い~防災センター前)、田町・栄町、弥生町、布屋町、新町、川端町、岩木町、本町、東町、浅井、セツ館
I	6/18(木)	高野、前田野目、持子沢、羽野木沢、原子、俵元、梅田、中泉、豊成
J	6/12(金)	上藻川、下藻川、高瀬、鶴ヶ岡、田川
	6/26(金)	興隆・朝日、福山、野里、戸沢、平町、神山、松野木、杉派立、福岡、若山、石田坂
K	6/9(火)	桃崎、沖飯詰、桜田、毘沙門、旭・新田、中崎、中野・川端、共栄、上長富、中長富、下長富、東長富、坂ノ上、南新、北新、仲町、大正町、新町・大町、大日町、伝助町・下町、中下、南下、長坂、下岩崎、五本松、曙町、北下派立、下村・上町・寺町
L	6/15(月)	広田(国道沿いおよび下り松)、藤浦団地
	6/29(月)	唐笠柳、石岡、水野尾、漆川、太刀打(十川町・尻無を除く)、一野坪、石畑、前蒔、中村、馬性、野崎・金山、田中、悪戸、宮田、川代田、米田、二本柳
M	6/16(火)	稲実、稲実団地、米崎、光ヶ丘、みなみ広田、広平、虫流、ひがし光ヶ丘、姥苅(船橋)、猫淵、三ツ谷、柳沼、マイタウン船橋、第一船橋、榊森の一部
N-1	6/23(火)	川倉、藤枝、蒔田、神原、沢部
	6/19(金)	昭和町、美晴町、山道町(上・中・下)、田町、南新町
N-2	7/3(金)	芦野町、寺町、浦町、三軒町、新富町、若松町、見崎町、芦野団地、栄町、本町、川端町、小川町、米町、北新町、神明町、朝日町、朝日団地、ノア付近アパート
O-1	6/25(木)	嘉瀬、中柏木
O-2	7/2(木)	喜良市、更生、大東ヶ丘、旭ヶ丘団地、金木団地、第二金木団地、雲雀ヶ丘団地
P-1	6/2(火)	相内
	6/9(火)	十三
	6/16(火)	桂川、太田
P-2	6/23(火)	磯松、脇元